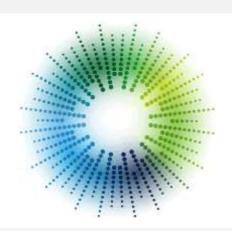
Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 22 October 2024



JSG ニュースレター <Tax>

経済部が「産業創新条例」の一部改正案を予告 重要産業の発展を促進

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

経済部は 2024 年 10 月 5 日から<u>「産業創新条例」の一部改正案</u>を予告しました。 改正案には第 10 条の 1、第 22 条、第 23 条の 1、第 23 条の 2 及び第 67 条の 3 が 含まれており、ポイントは以下のとおりです。

- 一、適用項目、投資支出の上限、施行期間延長等の措置を追加 (第 10 条の 1、 第 72 条)
- (一) 現行の AI 機器、5G およびサイバーセキュリティ製品またはサービス等の項目を引き続き適用対象とするほか、AI の応用市場の急速な発展に対応し、企業の産業競争力の総合的な向上を奨励するため、ならびに脱炭素化の世界的な潮流と台湾の 2050 年ネットゼロ排出目標に対応するため、AI、省エネルギー・脱炭素化の項目を追加し、租税優遇措置を活用した産業界の積極的な投資を促進する。
- (二) 適用項目の追加に伴い、現行の**投資支出金額の上限を新台湾ドル 10 億元から 18 億元に引き上げ**、産業界による AI や省エネルギー・脱炭素化設備への投資を増やし、DX(デジタルトランスフォーメーション)とカーボンニュートラルの両軸による転換の加速を期待する。

(三) **施行期限を 2029 年 12 月 31 日まで延長**し、産業創新条例のその他の租 税優遇にかかる条文と一致させる。

| 改正ポイント | 改正前 | 改正後 |
|--------|---------------------|---------------------|
| 施行期間 | 2019/1/1~2024/12/31 | 2019/1/1~2029/12/31 |
| | 新規 AI 機器、5G、サイバ | 新規 AI 機器、5G、サイバーセキ |
| 追加項目 | ーセキュリティ | ュリティ、AI および省エネルギー・ |
| | | 脱炭素化 |
| 控除適用の | 新台湾ドル 100 万元から | 新台湾ドル 100 万元から |
| 上限、下限 | 10 億元まで | 18 億元まで |

二、重要な技術の流出を防ぐため、国外投資の事前申請承認要件を改正、また 関連するペナルティーを追加(第 22 条、第 67 条の3)

| 改正ポイント | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------------|--------------------|
| 特定国外投 | 国外投資が新台湾ドル 15 | ● 特定の国・地域、特定の産業・ |
| 資承認規定 | 億元以上の場合、一律事 | 技術または一定の金額以上の |
| | 前に承認申請を行わなけれ | 国外投資は、事前に中央主管 |
| | ばならない。 | 機関に対し承認申請を行わな |
| | | ければならない。 |
| | | ● 中央主管機関は投資の全部も |
| | | しくは一部について承認しない、 |
| | | または条件付きで投資を承認す |
| | | ることができる。 |
| 特定国外投 | 無 | ● 会社が事前承認申請を行なわ |
| 資承認規定 | | なかった場合、過料は新台湾ド |
| に違反した場 | | ル 10 万元以上 100 万元以下 |
| 合のペナルティ | | とする。また、期限を設けて、履 |
| | | 行、是正または投資の撤回を |
| | | 命ずることができ、期限を遵守し |
| | | ない場合は、都度 100 万元以 |
| | | 上 1,000 万元以下の過料を科 |
| | | すことができる。 |
| | | ●「中央主管機関が定めた規定 |
| | | の不履行」、「投資後、投資を |
| | | 許可しない事由が発生した場 |
| | | 合、期限内に履行、是正または |
| | | 投資の撤回が行われない」とい |
| | | った違反については、都度 100 |
| | | 万元以上 1,000 万元以下の過 |
| | | 料を科すことができる。 |

三、リミテッド・パートナーシップ規定に基づくベンチャーキャピタルについて、パススルー 課税適用にかかる出資額基準、ベンチャー企業への投資の資本金に対する比 率基準の改正、また高リスクベンチャー事業への個人投資の定義要件を緩和 (第 23 条の 1、第 23 条の 2)

| 改正ポイント | 改正前 | 改正後 |
|--------|---------------|-------------------|
| 出資額基準/ | ● 払込資本金基準:3 | ● 払込資本金基準:1.5 億元 |
| ベンチャー事 | 億元 | ● ベンチャー事業への投資の資 |
| 業への投資 | ● ベンチャー事業への投 | 本金に対する比率:50% |
| 額の資本金 | 資の資本金に対する | |
| に対する比率 | 比率:30% | |
| 高リスクベン | 設立登記日から 2 年未満 | 設立登記日から 5 年未満のベン |
| チャー事業の | のベンチャー事業 | チャ−事業。 |
| 定義 | | 投資要件について設立期間によ |
| | | り以下のとおり区分する。 |
| | | 1 設立から2年未満の場合、 |
| | | 投資金額 100 万元以上、 |
| | | 保有期間 2 年以上とする。 |
| | | 2 設立から 2 年以上 5 年未 |
| | | 満の場合、投資金額 50 万 |
| | | 元以上、保有期間 3 年以 |
| | | 上とする。 |

勤業衆信の見解

- 産業創新条例第 10 条の 1 に基づく投資控除の税制優遇措置は 2024 年 末までとされていましたが、今般の改正により、産業創新条例のその他の税制 優遇措置の規定に準じ、2029 年 12 月 31 日まで延長されました。また、AI お よび ESG 投資の流れに対応するため、従来、スマート機器の範囲に含まれてい た AI を単独項目として追加し、新たに省エネルギー・脱炭素化を控除対象に 加え、控除の上限を 18 億元に引き上げました。企業は、投資支出が改正規 定に該当するかを積極的に検討することが推奨されます。
- 2. 産業創新条例第 10条の1に基づく投資控除は、会社またはリミテッド・パート ナーシップ事業の営利事業所得税 (未処分利益課税を含む) の減免を可 能とするものであり、適用対象となる企業は、今後の公表される弁法に留意 し、関連する租税優遇措置の効果を評価のうえ申請を行ってください。
- 3. 今般の改正のうち、第 22 条および第 67 条の 3 の施行日は行政院が定め、 それ以外は、2025年1月1日から施行されます。



過去のニュースレターはこちら 台湾 JSG のホームページはこちら



Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、 アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。 DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利